

ブロードバンドサービスに関する  
ユニバーサルサービス制度における  
交付金・負担金の算定等に関する  
ワーキンググループ(第5回会合)

# ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方に係る 論点整理(案)

令和5年12月  
令事務局

## 主な御意見

- ㊦ 特別支援区域の目的として、提供事業者がいなくなることはとにかく避けなければいけない。そのため、最後に残った事業者が撤退するという選択肢を選ばないようにする、お願いベースの支援制度であると理解。その意味で、一般支援区域よりもより条件が不利な環境に置かれた特別支援区域と、一般支援区域は区別がはっきりしているものと認識（関口構成員・第1回）
- ㊧ 今までのユニバーサルサービスというものは、どちらかという効率化を進めていき、なるべくコストがかからないようにする視点を大変重視していた面がある。一方、今回は、事業者に、ブロードバンドサービスの提供に手を挙げて参入してもらう面を重視する必要があり、新たな工夫が必要ではないか（春日構成員・第1回）
- ㊨ 電話のときと比べて、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度に関わる事業者の数が増えるということが予想される。このため、電話と似ていても、修正を加えなければいけないというような場合があるのではないかと（相田構成員・第1回）
- ㊩ 競争による促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ。すなわち、料金低廉化や提供地域の拡大といった利便性の向上は競争での解決を図るのが最優先であり、ユニバーサルサービス制度は競争で解決できない部分を補完するものとして、最小限必要な範囲に限定すべき（ソフトバンク・第3回）
- ㊪ 「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」との2月答申（令和5年2月7日情報通信審議会答申。以下同じ。）の記載があるが、この対象の費目を更に細分化して、サービス維持に最低限必要な項目と、その計上の基準の明確化が必要（ソフトバンク・第3回）

## 考え方(案)

- 一. ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度（以下「BBユニバ制度」という。）では、第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が、交付金を受け取ることができる「第二種適格電気通信事業者」となるために自らその申請を行うものであることから、支援区域においてそういった自発的に挙手をした第二種適格電気通信事業者が撤退を余儀なくされる事態をなるべく避けるためにも、必要な維持管理費用を今回の新たな交付金によって支援する仕組みの準備が重要であるのではないか
- 二. 一方、その交付金の原資の負担が最終的には利用者たる国民に転嫁され得ることに鑑みると、支援対象となる設備やコスト等が広がるほどに当該負担の増大が懸念されるところではないか
- 三. こうした点を踏まえて、区域指定及び交付金算定に係る算定方法等については、交付金による支援と国民負担のバランスに十二分に配慮して決定する必要があるのではないか
- 四. その際、真に必要な維持管理コストに対して適切な額の交付金が補填されるように、費目や算定方法等については明確化を図ることが重要ではないか
- 五. このワーキンググループでは、BBユニバ制度における交付金・負担金の算定方法等の制度設計について議論を進めており、当然当該制度の運用は始まっていない。本格的な運用が開始された後、そして目まぐるしく進化する技術の動向にもよく注意をして、より良い制度となるように、引き続き見直しを行っていく必要性を強く認識している。特に、利用者へのブロードバンドサービスの提供方法は、技術中立的であることが重要であり、今回の新たな交付金によって既設の設備が補填・維持されるものであるものの、技術革新による新しい技術を用いたブロードバンドサービスの提供への意欲、そのための設備更新への意欲が削がれることが決してないように十分考慮すべきであり、その必要性を併せて強く認識している

## 検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

## (1) 減価償却費の扱い

## 検討事項1.(1)

- ✓ ①既設設備の更新に要した費用を更新年以降の毎年の設備コストとして減価償却費に計上することについて、どのように考えるか
- ✓ ②減価償却費を計上する場合に当たって、考慮すべき事項はあるか

## 主な御意見

- ㊦ 例えば災害等により損壊した設備の復旧、道路拡幅工事に伴う設備移転のための除却・再投資、当初構築した設備量に対し、カバーすべき世帯数の増加等により新たな設備構築を要する場合の追加的な投資など、事業者自らの投資による設備の更新等が行われた場合の原価は、算定対象とするのが適当（NTT東西・第2回）
- ㊧ 公設設備を無償で譲り受けた場合は譲り受けた資産に係る減価償却費は対象外とし、有償で譲り受けた場合は事業者自らの投資による場合と同様に、譲受額に対する減価償却費は原価対象とすることが適当（NTT東西・第2回）
- ㊨ 補助事業等で構築された資産は、一般に補助金額分を圧縮記帳しており、減価償却費は生じない（NTT東西・第2回、CATV連盟・第3回、KDDI・第3回、ソフトバンク・第3回、オプテージ・第3回）
- ㊩ 新規整備に係る初期投資、既設設備の更新に要した費用が国や自治体等からの補助金で手当てされた場合は、もし圧縮記帳していないのであれば、当該補助金分を減価償却費から控除することが適当（KDDI・第3回）
- ㊪ 設備更新時の過度にハイスpekな更新や事業者都合による過度な追加投資は交付金算定の観点からは不適切であり、これらをコスト計上しないように一定の制限を設けることが必要（ソフトバンク・第3回）
- ㊫ 安定的なサービス継続や品質維持に必要な不可欠な設備更新に係るコストは、減価償却費として計上され、更新年度以降は毎年の設備コストとして、交付金原価の対象に含まれることが適当（オプテージ・第3回）
- ㊬ 交付金の対象となる設備更新が後年度に発生した場合に、支援区域の追加コストとなって、ひいては負担金が増加していく可能性があるため、制度内容について国民への周知・理解促進が重要（オプテージ・第3回）
- ㊭ IP-BOX、空調設備など付随設備の更新費用が民設移行時の課題として受け止められている。新交付金制度の中で対応可能か議論の余地もあるし、対象外としても他の制度で補完できないか考える必要（大谷構成員・砂田構成員：第4回）

## 検討事項1.(1)つづき

## 考え方(案)

- 一. 支援区域における設備更新に要した費用については、基本的に、更新年度以降の減価償却費として、標準判定式におけるコスト算定の対象とすることが適当ではないか
- 二. 一方、支援区域における過剰なインフラ投資の抑制や、交付金原資の負担が最終的には国民に転嫁され得ることに鑑みると、非効率性を排除しつつ、サービスの維持等の観点で必要最小限の支援とすることが求められる。このため、事業者においてサービス維持の範疇を超えて行われる設備の増強・更新については個別に除くなどの対応策を講ずることが適当ではないか
- 三. 事業者が自治体から公設設備を有償で譲り受けた場合、当該公設設備に係るコストは、有償による通信設備の取得及びその後の減価償却費において、当該事業者が負担している。よって、その通信設備に係る減価償却費については、交付金の算定対象とすることが適当ではないか。一方、事業者が自治体から公設設備を無償で譲り受けた場合については、原則交付金の算定対象から外すものであるが、その後事業者においてサービス維持の範疇内で旧公設設備部分を有償で更新したときは、その部分の通信設備に係る減価償却費については、交付金の算定対象とすることが適当ではないか
- 四. 公設設備の民間移行時は、譲り受ける事業者が、譲受後の当面の収入・費用を踏まえて、譲受契約の中で当面の維持管理コストを自治体に負担させる旨定めるケースがあることを踏まえれば、将来負担を前倒し等で入手した事業者については、その維持管理コストから、その自治体負担額を除外した上で、交付金算定のためのコスト算定を行うべきであると考えられるのではないか

### 3. 未利用芯線等のコスト等

#### 検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

#### (2) 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等について

#### 検討事項1.(2)

- ✓ 特別支援区域における未利用芯線等のコスト等の処理を念頭に、全国均一接続料原価の高騰を抑止するとともに、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料等と二重のコスト回収とならないようにするため、接続料原価の範囲等とブロードバンドのユニバーサルサービス制度による支援の在り方について、どのように考えるか

#### 主な御意見

- ㊦ 光ファイバを将来需要や故障対応などをあらかじめ見積もった上で敷設する方が需要の発生の都度敷設するより効率的である等から、未利用芯線は生じ得るものであり、役務提供に必要なコストとして支援対象にすべき。具体的には、現行の接続料算定と同様に、未利用芯線コストを含めた全体のコストを利用芯線数で案分して、一芯当たりのコストとするのが適当（NTT東西・第2回）
- ㊧ 支援区域で生じる追加的コストについては、（接続料に算入すると全体の接続料水準が上昇することや、二号基礎的役務の追加的コストを交付金対象とすることによる接続料との二重回収を避けるため、）接続料原価に算入しないことが適当（NTT東西・第2回）
- ㊨ （NTT東西が主張する）追加的コストについては、現行の接続料原価に含めず、別の接続料として当該エリアの事業者が個別に負担するのが適当ではないか。当該コストは交付金算定時にコストとして計上してはどうか（KDDI・第3回）
- ㊩ 同一ファイバ内の未利用芯線には、故障、災害時に備えた予備芯線が含まれており、必要なもの。冗長構成を採用している中で、こうした未利用芯線の中でも予備芯線については交付金の対象とすべき（CATV連盟・第3回）
- ㊪ （NTT東西が主張する）未利用芯分の追加コストを案分することについて、支援区域内の未利用芯率は高いので、負担額の増分も考慮が必要。個別負担額が高額となり、結果的にこのエリアの他社利用が促進されず、提供事業者の採算性が向上しないと、交付金額の減少につながる恐れがある。他社利用分については、事業者個別負担とした場合と、接続料に算入した場合とで影響を評価し、競争事業者の意見を踏まえた上で取扱いを検討しても良いのではないかと（ソフトバンク・第3回）
- ㊫ 未利用芯線は、地域の需要増加のサービス提供や、災害時の迂回ルートへの活用等、迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために必要な資産である一方で、コスト最適化の観点から、未利用芯線を含む設備の維持コストを最小限に抑える努力が必要。具体的には、設計・構築段階において必要最低限の未利用芯線を確保した設計を行い、将来の工事費を抑制し、維持・運用の段階では、設備更新等に合わせて、局舎やケーブルの集約により、維持費用を低減している（オプテージ・第3回）

## 検討事項1.(2) つづき

## 主な御意見

- ㊦ 未利用芯線を含む支援区域の追加的コストをNTT接続料の原価に算入することは、NTTの設備を利用するユーザのみで負担することにつながるおそれがあるため、当該コストは、ブロードバンドサービスを受益する者全体で負担された交付金で支援されるべきではないか（オプテージ・第3回）
- ㊧ 未利用芯線のコスト見積もりは、地域需要の想定、災害の起こり得るエリアか否か等、不確定的な要素を踏まえた上での設計であるため、厳密に確定させることは非常に難しい（オプテージ・第3回）
- ㊨ 未利用芯線の中で死蔵になっている部分をコスト算定の中に入れるのは、受益者負担原則を念頭に原理的、理論的には良くないが、やはり現実的にはそれを切り分けの観点から精緻に見積ることはたぶんできないので、結果として死蔵部分を算定対象に入れないという考え方は採り得ないのではないか（高橋構成員・第3回）
- ㊩ 接続料の世界でも類似のことをやっていて、本当にそれが非効率な未利用芯線であるか否かはなかなか判断が難しい（関口構成員・第3回）
- ㊪ これはもう間違いなくFTTH用の予備芯線だと言えるなら、実際は未利用であっても事実上占有しているため、FTTHで使用中心として良いと思われ、こうした適正規模の予備芯線を含めてコスト算定するのは、従来、電話のユニバーサルサービス制度（以下「電話ユニバ制度」という。）の中継線等で既に行っていること。それとほぼ同じ考え方で良いと思う（相田構成員・第3回）
- ㊫ 支援区域における追加的コストは接続料と切り離して算定してほしいというのがNTT東西とオプテージの御意見と受け止めた。一方、KDDIは別の接続料として個別に負担した方が良いとの御意見と受け止めた（春日構成員・第3回）
- ㊬ 事業者の一方的思いで不必要な芯線が整備されているわけではなく、きちんと補助金の使い道ということをチェックを受けた上で、自治体で判断されて整備されている（NTT東西・第2回）
- ㊭ なるべく未利用芯線が出ないような工夫というのは、事業者の方でもしっかりやらせていただいている（NTT東西・第2回）
- ㊮ 需要等を考慮した上で極力最初の段階で最小限の設計をし、あるいは先に行くほど細い芯線を使ったり、使われていない芯線は都度一つにまとめたりと、運用に入ってから極力未利用芯線を軽減し、少なくしていく努力はさせていただいている（オプテージ・第3回）
- ㊯ 未利用芯線の扱いについては、他の委員会でも適切な範囲に含まれていることの検証を行っているが、このBBユニバ制度の算定上も、そのようなウオッチは少なくとも必要（関口構成員・第2回）

## 検討事項1.(2) つづき

## 主な御意見

- ㊦ 例えば故障や災害時の予備は必要だというのは各社共通しており、ある地域が、特別な開発で人口増加が予想される場合、新たな工事をその都度やるよりは、未利用芯線を事前に置いておき、対応した方が経済合理性があるとの共通理解だと受け止めた。一方、人口減少が見込まれる場合、だからといって新たな工事が行われる可能性は低いので、未利用芯線をそれほど置いておいても仕方がない。未利用芯線を考える時に、何か基準を作っていくことができるのであれば、これは必ずどの事業者にとっても必要な未利用芯線だという合意ができるのではないかと（砂田構成員・第3回）
- ㊧ 100芯中75芯が未利用なケースで、果たしてそれでも案分して利用者の25芯に負担を振り分けることが合理的かどうかはちょっと分からない。何が合理的で何が不合理かという基準は自明ではないが、ただ、収入費用方式でもし費用が全部賄われることになると負担額の増分が無視しえない状況になる。無制限に未利用芯線分を利用芯線が負担すべきということではなくて、政策的に、ある一定の基準というものを作らなければならないのではないかと。なかなか難しい問題を含んでいると思うが、未利用分も制度で負担しないとネットワーク自体の維持が立ち行かないという問題も起こる（三友構成員・第3回及び第2回）
- ㊨ 今回、原則はモデルコストということなので、そのコストを算定するときに、その需要をカバーすることのできる直近上位の光ファイバケーブルの費用ということなんだと思う。特例的に実際費用を用いるケースの場合に、あまりにも過大な未利用芯線があるようだったらそれはどうするかという話なのかなと思う（相田構成員・第2回）
- ㊩ BBユニバ制度では、NTT東西以外の電気通信事業者も適格電気通信事業者になり得るが、現行では、こうした事業者に対して接続料規制がない。接続料とユニバの交付金が排他関係にあるため、ユニバ交付金の適正性の追求の観点では、場合によっては接続料算定の適正性議論をする必要性もあるのではないかと（ソフトバンク・第3回）
- ㊪ 人口が少なく、必ずしも将来需要が伸びることが想定されない支援区域でも、光ファイバを維持管理しなければならないため、必然的に、ほかの競争エリアと比べると、芯線利用率というのは落ちてくる場合を想定できるが、全体のバランスの中で、非効率な芯線ができるだけ生じないような努力をしなければいけない難しさがある（関口構成員・相田構成員・三友構成員：第2回）



## 検討事項1.(2) つづき

## 考え方(案)

- 一. 未利用芯線等は、一般に、一度敷設した後に、状況等に応じて再敷設等をするにはその敷設の工賃・人件費等を踏まえると割高になるため、あらかじめ一定程度の需要を見積もった上で光ファイバ等を敷設している実態があり、未利用芯線等に係るコストは必然的に生じているところがある。こうした実態に鑑みると、未利用芯線等に係るコストは、ブロードバンドサービスの提供に必要なコストとして、標準判定式のコスト算定の対象にすることが適当ではないか。また、その算定方法としては、現行の第一種指定電気通信設備制度における接続料算定に用いられる考え方と同様に、未利用芯線等に係るコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分し、一芯当たりのコストとするのが適当ではないか
- 二. ただし、未利用芯線等に係るコストを無制限に補填対象とすることは、ブロードバンドサービスの提供のために真に必要なとは言えないものまで補填することになりかねず、合理的でない。将来需要見込みへの対応や災害時等においても継続したサービス提供を確保する観点から、「真に必要なコストが補填対象となっているか」、一定の判断基準を将来設ける必要性の有無も含め、継続的に検討することが適当ではないか。その際、新たな交付金制度が稼働した後の支援区域における未利用芯線の状況や、接続料算定における未利用芯線数の扱いに関する検討状況も十分考慮することが重要ではないか
- 三. また、「第一種指定電気通信設備設置事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、今回の交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討することが適当ではないか。具体的には、今回の新たな交付金制度の運用を開始した後における第一種指定電気通信設備（加入光ファイバ等）の接続料の算定方法については、今回の交付金の具体的な算定方法や、同交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、このワーキンググループで提案された支援区域において別の接続料（加算料）を設定する要否も含め、総務省において検討を継続することが適当ではないか。その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要があるのではないかと

## 4. 利用部門コストの算定

### 検討事項1. 原価・収益の算定の在り方

#### (3) 利用部門コストの算定

##### 検討事項1.(3)①

- ✓ ①設備利用部門の原価を算定するに当たって、電話ユニバと同様に、効率化率を用いる手法についてどう考えるか。仮に用いない場合、必要最小限のコストに限定すべきとの考えから、代替手法をどのように考えるか

#### 主な御意見（①に対応する部分）

- ㊦ 加入電話サービスとは異なり、固定ブロードバンドサービスは、既に厳しい市場競争にさらされながら、各社の経営努力で効率化を図ってサービスを拡大しているため、競争地域も含めた全国平均のコストを採用することにより、十分に効率的なものになるのではないかと。加入電話サービスのように、効率化率を利用すると、実態よりも過度に費用が低減され、必要な支援が得られないおそれがあることから、BBユニバ制度に効率化率を導入すべきでない（NTT東西・第2回）
- ① 利用部門コストの算定に当たっては、一定の適正性の確保が必要。その手法として、一定規模以上の整備実績を有し、電気通信事業会計規則に則り、会計整理を行っている事業者の会計実績を基に算定することも考えられる（NTT東西・第2回）
- ㊧ 以下「電話ユニバ制度では、NTT東西が交付金を受けるに際し、一層の効率化を行い赤字の縮小に努めるため、交付金の算定の前提として、設備利用部門の費用について経営効率化（7%）を求めている。一般支援区域については、二号基礎的役務全体の収支が赤字の事業者が前提であるのに対し、特別支援区域では、この二号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字の場合であっても支援対象となる。よって、ここで国民に負担を求めるのであれば、これは一層の効率化に向けた努力が必要で、電話ユニバ制度と同様に、効率化率を用いる手法が必要ではないか。ただ、電話ユニバ制度と同様に7%を求めると言っているわけではなく、そこは一定の何かを考える必要はあるのではないかと、別途議論を要する（KDDI・第3回）
- ㊨ 効率化係数については、光の世界では、電話ユニバとは異なり、民間事業者として充分効率的に運営している前提があるから、あまり強調されてこなかったのではないかと。一者提供のようなところ、特別支援区域にこの効率化の議論を入れることがなじむのかどうかについては懐疑的、むしろ相当厳しいと思う（関口構成員・第3回）
- ㊩ 全国平均の率を使うとの提案は、ある意味、不採算地域よりも効率的にやっているケースを適用することになると思うので、それをうまく使って効率化というものを見ていけば良いのではないかと。かなり踏み込んで提案している（NTT東西・第3回）

## 検討事項1.(3)②

- ✓ ②「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか

## 主な御意見(②に対応する部分)

- ㊦ 宣伝費は、利用者に対して適切な周知、利用促進・普及拡大を行うために必要なコストであり、利用部門のコスト算定の対象とすべき(NTT東西・第2回)
- ㊧ 国民にあまねく周知・理解促進が必要であり、国や基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)、事業者等による広報活動が積極的に行われることが重要。広報活動が十分に行われた上で、それでもなお各支援区域において個別の周知等が必要となる場合は、ユニバーサルサービスの内容に限定した宣伝費等、必要最低限のコストが原価に算入されることが望ましい(オプテージ・第3回)
- ㊨ 宣伝費の扱いについて、周知が結果的にブロードバンドサービスの普及に伴う赤字額の縮小と交付金額の減少につながるのの一つの考え方であるが、ただ、広告宣伝費のうちの競争対応費用は抜くべきではないか(関口構成員・第2回)
- ㊩ 宣伝費のところは、私もこのまま言葉どおりにそうですねとはなかなかお返事できないと思った。別の意味での広告コストが乗るとするのは控えていただくべき。やはり広告宣伝費は、最終的にどのくらいの負担になるかも含めて考えるべき(長田構成員・第2回)
- ㊪ BBユニバ制度の周知費用は、競争対応費用である宣伝費と混在するケースが発生し、その費用を厳密に区分けすることが運用上困難であるため、算定の原価に算入することに反対(CATV連盟・第3回)
- ㊫ 販促費・宣伝費などの競争対応費用は設備利用部門の原価から除外すべき。BBユニバ制度を国民に訴求する費用は、支援機関が行う周知・広報費用として計上されるべき(KDDI・第3回)
- ㊬ 宣伝費といった販売促進費等の回線獲得に要する費用については、オペレーションコスト等の役務維持に最低限必要な費用を除き、利用部門コストから除外すべき。仮に広報が必要だとしても、特に特別支援区域では自治体や地域住民による周知広報というのが期待できるのではないかと、むしろその方が効果的ではないかと。少なくとも電気通信事業者のこうした競争対応費用を、BBユニバ制度のコストに含む必要性というものはない(ソフトバンク・第3回)
- ㊭ BBユニバ制度の算定には入らないと言われるかもしれないが、エンドユーザの負担だけの話ではなく、そもそもブロードバンドが全国に広がっていくことで様々なサービスを展開できるという恩恵にあずかる事業者の皆さんも、きちんと事業者としての負担で広報することが必要ではないか(長田構成員・第3回)

## 検討事項1.(3)①及び②

## 考え方(案)

- 一. 電話ユニバ制度では、利用者の100%をカバーした電話設備の維持管理を目的として、その交付金制度の設計・運用がなされている
- 二. 一方、BBユニバ制度では、全国の世帯カバー率を2027年度までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすることを旨とする政策目標を踏まえ、未整備地域においてもFTTH基盤の整備を推進していく必要がある。また、ブロードバンドサービスは、電話と異なり、様々な事業者によって多様な形で提供されている。これらを踏まえると、電話ユニバ制度で用いられる効率化率を用いて設備利用部門コストの低減を促すことを制度的に組み込んでいくことは、現時点では必ずしも適切であるとはいえないのではないか
- 三. 他方で、黒字事業者であっても特別支援区域においては今回の新たな交付金によって補填され得ることになっているため、今後のブロードバンド市場の動向も踏まえ、真に必要な設備利用部門コスト以上のコストが交付金算定に含まれていないか精査すべく、継続的に検討していくことが重要ではないか。その際、効率化率等の手法を使うことも排除せず、適切な手法が何か、ゼロベースで検討することが適切ではないか
- 四. また、設備利用部門コストのうち、検討事項1.(3)②で例示した宣伝費や、販売促進費といった競争対応費用（以下「広報宣伝費用」という。）は、2月答申において設備利用部門コストから除くことが適当とされており、実際にも、BBユニバ制度に関する理解の増進等を目的とした周知・広報に係る費用と自社サービス等の広報宣伝に係る費用を明確に広報宣伝費用から切り分けることが難しいところである。また、第二種適格電気通信事業者の広報宣伝費用のみを今回の新たな交付金によって補填・支援することになり、第二種適格電気通信事業者以外の者の広報宣伝費用の扱いとの不公平感が生まれることも否めない。さらに、BBユニバ制度は、国、自治体、支援機関、事業者の協力によって周知・広報されることが望ましい。よって、電話ユニバ制度の考え方と同様に、広報宣伝費用は、標準判定式におけるコスト算定の対象外とするのが適当ではないか
- 五. なお、電話ユニバ制度では支援機関の支援業務費に「周知広報費」の費目があり、BBユニバ制度においても、この費用は事業者、ひいては転嫁される場合にはエンドユーザたる国民によって支えられるものとなり得る。よって、電話ユニバ制度の考え方と同様に、当該支援業務費にBBユニバ制度に係る周知広報費を含めることを総務省において検討するのが良いのではないか

## 検討事項2. 共通費の配賦基準

**他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準**

## 検討事項2.

- ✓ 「他の役務と共用している設備」や「他事業者と共用している設備」に関して費用配賦するに際し、適切なコストドライバをどのように考えるか

## 主な御意見

- ㊦ 第二号基礎的電気通信役務以外の役務については、支援の対象外であることから、当該役務に用いられる芯線は、物理的に分離可能であれば芯線単位で費用を分計することが適当。一方、同一芯線内で、ブロードバンドと重畳して他の役務（放送や光IP電話）が提供される場合がある。このとき、そのアクセス回線設備は第二号基礎的電気通信役務の提供に不可欠なものであり、1芯は1芯である（物理的に0.8芯では役務提供できない）ので、その全額を新交付金の支援対象とすべき（NTT東西・第2回）
- ㊧ ケーブルテレビ事業者の場合は、通信と放送で芯を分けているはずで、事業者によって差が生じる（片方は対象にし、片方は対象外にする）のは不適当。放送を流しながら同一芯で対応するところとも差が出ないように議論すべき（関口構成員・第2回）
- ㊨ ケーブルテレビ事業者の場合、放送と共用する際は、1芯で放送1波・通信2波のケースや、2芯で放送1芯・通信1芯のケースが想定されるため、芯数による割合を基本としつつ、1芯なら波長割合とすることが妥当。なお、収入割合を用いようとすると、実態として収入比が「通信：放送＝4：3」であり、再送信のみの事業者であれば更に放送に配賦するコスト負担が大きくなる懸念があることに留意が必要（CATV連盟・第3回）
- ㊩ HFCの場合、放送と共用するのが一般的であり、同軸区間が存在するため、芯数や波長割合での配分が困難。HFC側から適当な配賦基準を提案できないため、まずFTTHの配賦基準を決め、それをベースにHFCにも適用してはどうか（CATV連盟・第3回）
- ㊪ 同一芯線においてブロードバンドと重畳して他の役務（放送や光IP電話）がある場合、例えば役務別の支出額比又は収入額比、トラフィック比や帯域比など、実態に即した適切な配賦基準を用いて、それぞれの役務に適切に配賦して、第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な費用に限定することが必要（KDDI・第3回）
- ㊫ 海底光ケーブルを他事業者に貸与するなど収入がある場合は、海底光ケーブルの費用全体を交付金により支援すると、二重のコスト回収となってしまうため、当該収入額を支援対象のコストから除くことが適当（KDDI・第3回）
- ㊬ 他の役務や事業と共用している設備について、第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分し、費用を配賦、算定することが必要で、接続料や補助金等と、二重の支援とならないように制度を設計する必要（ソフトバンク・第3回）

## 検討事項2. つづき

## 考え方(案)

- 一. 他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備に係る費用配賦については、BBユニバ制度が、第二号基礎的電気通信役務に該当する電気通信役務をユニバーサルサービスとしてその提供に要する費用を今回の新たな交付金で補填しようとしていることから、「第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分する」ということが基準となるのではないか
- 二. 放送役務と共用する場合、アクセス回線部門において一芯又は二芯で提供しているケースが存在するところ、二芯であれば、芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を、今回の交付金の算定対象とすることが適当であるといえるのではないか。一方で、一芯で放送役務及び通信役務を提供している場合には、上述一. の基準にしたがって、通信役務に係る部分のコストのみを標準判定式の算定対象とすることが適当ではないか。当該基準について具体化すれば、例えば「役務別の支出額比」、「波長数」、「トラヒック比」や「帯域比」などが考えられるところ、いかに考えるか。現在総務省で開催中の「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」（以下「コスト算定研究会」という。）において、この点、まずFTTHの配賦基準について議論し、その後、その結論をベースにHFCにも適用することの可否について検討を深め、そうしたコスト算定研究会の検討状況も踏まえて、年明けのこのワーキンググループの答申案の議論までに何らかの基準又は方向性を同案に盛り込んではいかがか
- 三. また、海底ケーブル関連設備を他事業者と共用する場合に、当該他事業者から回収しているコストがあるときは、当該回収額を除いて海底ケーブル部門コストを今回の交付金の算定対象とするのが適当ではないか

## 検討事項3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

**(1) ベンチマーク方式※<sup>6</sup>におけるベンチマークの基準の設定** ※6 費用の一定部分を支援対象とする方式

## 検討事項3.(1)

- ✓ **ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度において、原則としてベンチマーク方式を採用するとして、そのベンチマークをどの水準に設定するのが適当と考えるか**

## 主な御意見

- ✓ **電話ユニバ制度においては、平成19年審議会答申で、ベンチマークを「全国平均費用プラス標準偏差の2倍」とすることが適当とされたが、今回のBBユニバ制度では、現時点、町字ごとの回線密度と一回線当たりのコストの関係（分布）がまだ明らかでないため、今ベンチマークの水準を決めることは困難。よって、電話ユニバ制度と同様、分布が明らかとなった段階で、適切なベンチマークを議論する必要（KDDI・第3回）**

## 考え方(案)

- 一. このワーキンググループでは、設備に係る更新費用、未利用芯線数、設備利用部門コストなど、各項目の枠組み等を政策的見地から検討しているところ。一方、コスト算定研究会においては、区域指定及び交付金算定のためのコスト算定の方法等について具体的な検討が進んでおり、町字別の一回線当たりのコストを算定する標準判定式に用いる各パーツの標準的データの構築・考え方の整理が進んでいる
- 二. 他方で、電話ユニバ制度では、加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用しており、「全国平均費用」を原則としつつ、諸外国の事例も参考に、現在利用者負担の抑制を目的に当分の間の措置として「全国平均費用＋標準偏差×2」との基準が設定されているところ
- 三. 現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではあるが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、同じユニバーサルサービスの維持のための制度間における複雑さ等を回避する観点からも、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁されその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で総務省が策定してはいかかが

## 検討事項3. ベンチマーク方式及び収入費用方式の在り方

## (2) 収入費用方式※7における費用と収益の範囲の設定

※7 費用と収益の差額を支援対象とする方式

## 検討事項3.(2)

✓ 収入費用方式を採用した場合、標準的なモデルで算定に用いる「費用」と「収入」の内容・範囲をどう考えるか

## 主な御意見

- ㊦ 収入費用方式においては、収入の範囲と費用の範囲を一致（費用の算定対象範囲に応じて、収入の額を圧縮）させることが必要。設備コストは、設備区分に応じて把握可能であり、アクセス回線設備に係るものに限定することが適当。設備区分ごとの把握ができない利用部門コスト及び収入（利用者料金）は、設備コストの構成比を用いて、アクセス回線設備に係るものに限定・圧縮することが適当。なお、このうち利用者料金については、採算エリア（支援区域外）のコストに基づき設定されているため、全国平均で算定された設備コストの構成比を用いる（NTT東西・第2回）
- ㊧ 収入費用方式を採用する場合、ブロードバンドユニバで収入費用方式を用いる海外事例を参考とすることも有効か。EU・英国では、無形の便益というものを一応考慮、フィンランドでは、不合理な財務負担に当たるか否かについて、事業者の規模、事業種別、電気通信売上げなど諸々のものを考慮、韓国では、収入にブランド価値及び加入者選考度増大効果などの間接的な便益を考慮しているという例がある（KDDI・第3回）

## 考え方(案)

- 「収入」及び「費用」の範囲については、交付金算定において、算定対象設備に対応する形でその範囲を画定・限定することが適切ではないか。その際、収入と費用を見積もる対象設備の範囲を一致させるように、このワーキンググループで提案された方法も踏まえて、当該設備の区分に応じ適切に収入と費用を算定していくことが重要ではないか
- なお、海外事例を参考にすると意見も一部見られたが、海外のどの事例と我が国のBBユニバ制度のどの部分の考え方や前提が対比できるのか、事例として適合するのかなど、十分な検討を要するものであり、事業者から具体的かつ現実的な提案があった場合には、必要に応じて検討を行うこととしてはいかがか



## 8. 大幅な赤字額の基準

### 検討事項4. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

#### 検討事項4.

- ✓ 「大幅な赤字額」の基準をどのように考えるか

#### 主な御意見

- ㊦ 大幅な赤字地域として特別支援区域に指定されるべき地域としては、離島等において海底ケーブルの費用を要する区域、加入者密度が著しく低い区域、当該町字までの構築距離が著しく長延となる区域が想定され、費用算定の在り方と合わせて検討すべき（NTT東西・第2回）
- ㊧ 2月答申どおり、モデル上の大幅な赤字地域の基準は、負担金の額に与える影響が非常に大きいことに鑑み、今後のコスト算定研究会におけるモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。具体的には同研究会で区域指定で用いるモデルが確定した後に「大幅な赤字額」の基準を検討すべき（KDDI・第3回）
- ㊨ 未整備地域や公設地域は「大幅な赤字」地域に該当しなくても、赤字額が発生する場合には特別支援区域に指定されるが、初期整備や民設移行が行われた年だけでなく、それ以降の年においても、継続的に特別支援区域としての支援が行われなければ、事業者が新規整備や民設移行の引受けを実施することは困難。継続的に特別支援区域に指定されることが必要（NTT東西・第2回）
- ㊩ NTT東西の御主張はよく理解できる一方で、例えば、最初の何年のみ特別支援区域として指定するなど、簡略な方法も考えられるのではないか（砂田構成員・第2回）
- ㊪ 大規模干拓地や大規模災害後のかさ上げ復旧地など、実際にそこが動き出せばそれほど支援対象にならないようなケースもあるのではないか（相田構成員・第2回）
- ㊫ 黒字になった場合には特別支援区域において交付金は交付されない。これを踏まえ、未整備地域や公設地域は「大幅な赤字」地域に該当しなくても、赤字額が発生する場合には特別支援区域に指定されると継続化しつつ、黒字になったら外すという形でもよろしいかなと思う。あらかじめ運用ルールを明確にしていきたい（NTT東西・第2回）
- ㊬ 未整備地域や公設地域は赤字の多寡に関わらず特別支援区域に指定されることが重要だが、大規模開発等による人口変化等により当該地域の収支が黒字となった場合は、区域指定について適宜見直すことが適当（オプテージ・第3回）

## 検討事項4. つづき

## 考え方(案)

- 一. 「大幅な赤字額」の設定については、このワーキンググループにおける政策的見地からの検討が必要であるが、それには、コスト算定研究会における具体的なコスト算定手法の検討の結果又はその議論の方向性を見定める必要がある。一方で、電話ユニバ制度では、加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用し、「全国平均費用」を原則としつつ、現在当分の間の措置として「全国平均費用 + 標準偏差 × 2」の基準が設定されていることは前述のとおりである
- 二. 現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではあるが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、同じユニバーサルサービスの維持のための制度間における複雑さ等を回避する観点からも、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁されその負担が過大なものにならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定してはいかかが
- 三. 新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」(直近「未整備地域」又は「公設地域」であった区域)については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただ、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、今回の交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくない。そのため、例えば、黒字に転化した場合や世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する第二種適格電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要といえるのではないかと

## 9. 第二種負担金に関する事項

### 検討事項5.

- ✓ ①「高速度データ伝送役務提供事業者」となるのは、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超えている電気通信事業者であるところ、この収益をどのように算定するか  
(注) ここでいう「電気通信役務」は第二号基礎的電気通信役務に限られない
- ✓ ②「第二種負担金」は、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額の3%以下としなければならないところ、この収益をどのように算定するか（上記①と同一と考えてよいか）
- ✓ ④高速度データ伝送役務提供事業者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき一定の率を乗じて計算した額を延滞金として納付しなければならないところ、この一定の率の設定に当たり、留意すべき点はあるか

### 主な御意見

- ㊦ ①、②、④について、いずれも電話ユニバ制度と同様で良いのではないか（NTT東西・第2回）
- ㊦ ①及び②について、制度が複雑化しないよう、電話ユニバと同様に、電気通信役務の提供により生じた収益の額とする必要（KDDI・第3回）
- ㊦ 10億円や3%といった収益の算定の仕方、また延滞金の発生のカウントの仕方について、第一号基礎的電気通信役務と比べて特段の差はないとのこと。今回の制度でも、特段改めて考慮してほしい事項がない限り一緒にしておくのが分かりやすいと思う。よって、現時点検討しなくて良いのではないか（春日構成員・第2回）

### 考え方(案)

- 一. 検討事項5. の①、②及び④については、電話ユニバ制度とBBユニバ制度ともにユニバーサルサービスの維持のための制度であり、両者の違いを殊更作ることに伴う複雑化を避けること、現時点でBBユニバ制度のみに適用され得る特別な事情は認められないことから、電話ユニバ制度と同様の整理とすることが適当ではないか

## 検討事項5.

- ✓ ③第二種負担金の額の算定に当たり、上記①②以外に留意すべき点はあるか

## 主な御意見(③に対応する部分)

- ㊦ 「通信モジュール」は第二種負担金の算定単位から除外されているが、MNOが卸提供している場合、卸先事業者（MVNO）が提供する「通信モジュール」の回線数の把握手法を検討する必要がある。MVNOガイドラインの規定を踏まえ、MVNOの回線用途をMNOは把握していない。把握する主体を誰にするか、MVNOガイドラインの改正も含めて、最終利用者の利用形態を正確に把握可能とする仕組みづくりが必要（NTTドコモ・第2回、ソフトバンク・第3回）
- ㊧ 想定される課題もあるが今後はMNOがMVNOの回線用途等を把握するのが現実的ではないか（NTTドコモ・第2回）
- ㊨ 最終利用者の利用形態を正確に把握するため、MNOのみならず、その卸先の事業者の御協力もいただきながら、この負担金・交付金の仕組みを回していくことが必要ではないか（ソフトバンク・第3回）
- ㊩ 通信モジュールの把握については、できる限り負荷のかからない方法で把握できると良いのではないか（砂田構成員・第2回）
- ㊪ 受益が想定されない専用役務や閉域網通信、IoT端末との通信は、負担金の算定対象外であるため、回線数や利用形態を正確に把握し、受益の程度に応じた負担金算定が行われる必要（ソフトバンク・第3回）
- ㊫ 非常時ローミング、国際ローミング、他社との個別のローミング契約については、ホーム網を負担役務の対象とし、ローミング網については負担役務の対象外とするのが適当（KDDI・第3回）
- ㊬ 負担金の算定に用いる回線数について、携帯電話の周波数とBWAの周波数の重畳をしている場合、一者が携帯電話の周波数を重畳して提供する場合と何ら（利用者から見れば）変わるものでない。携帯電話周波数重畳と同様に、携帯電話・全国BWA周波数重畳も一回線とみなしてカウントすることが適当（KDDI・第3回、ソフトバンク・第3回）

## 検討事項5.

- ✓ ⑤その他交付金・負担金の算定等に当たり、留意が必要と考えられることはないか

## 主な御意見(⑤に対応する部分)

## 《既存の補助制度における課題》

- ㊦ 初期整備費用について、国庫負担と自治体負担で100%を賄うことが前提となっているところ、自治体では、既存の国による補助金等を除いた初期整備費を負担しきれないとして、光基盤整備が進捗しない事例が発生。確かに「過疎債」や「辺地債」等の適用対象とならない場合には自治体負担が増大。この点、国による新たな補助制度の創設や既存の補助制度の拡充、あるいは今回の交付金制度による支援の対象とすることにより、ブロードバンド基盤の新規整備や公設設備の民設移行が進んでいくと期待できるのではないかと（NTT東西・第2回）
- ㊧ 国による補助金を除いた初期整備費を自治体は裏負担とおっしゃっているようだが、この負担が重いといっても、今回の新交付金によってこれを支援対象とするということについては、やや懐疑的（関口構成員・第2回）

## 《自治体資産の確定・占用許可等》

- ㊨ 民設移行に際し、移行対象の自治体資産を確定するための現況調査や道路占用許可の変更申請等が必要。その調査費用・対応稼働費用は自治体負担。移行手続等に要する稼働・時間も大きな課題。例えば、自治体から事業者へ設備を譲渡する際の道路占用許可等について一括変更を可能とするなど、何か省力化に向けた制度的な支援などの検討が必要（NTT東西・第2回）
- ㊩ 公設設備の民設移行手続は事業者サイドからすると非常にエネルギーを要する。負担が楽になるようにすべき（関口構成員・第2回）
- ㊪ 民設移行の際に行政手続の負荷が重たいというところは、ぜひ軽減・簡素化していくと良い（砂田構成員・第2回・第4回）

## 《放送設備》

- ㊫ 放送用光ファイバを含めた民設移行を促進する際、放送サービス固有の設備は、国の高度無線補助事業の対象外のため、放送事業者や自治体への支援が必要な場合あり（NTT東西・第2回）
- ㊬ ケーブルテレビの場合、未整備地域の整備は放送と通信両方の展開となるため、BBユニバ制度において放送は支援対象外だが、それとは別に放送における維持や更新に係る費用を支援する制度を望む（CATV連盟・第3回）

## 検討事項5. ⑤つづき

## 主な御意見(⑤に対応する部分) つづき

## 《利用者等への周知・啓発》

- ㊦ 新たな国民負担の増となる制度の運用に際し、事業者だけでなく、国及び自治体からの国民・利用者に対する丁寧な周知・説明も重要（NTTドコモ・第2回）
- ㊦ 電気通信事業者、関係団体、国、自治体等がそれぞれの立場から周知広報を行い、制度の目的等を国民に広く理解頂くことが必要。また、各電気通信事業者が、単位当たりの負担額を明示することで、交付金制度への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくべき。その際、事業者毎に明示方法が大きく異ならないようにするため、支援機関が、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要（KDDI・第3回）

## 《優良事例の蓄積》

- ㊦ 自治体の事例については、総務省において民間移行ガイドラインを作成していると思うので、そういったものの中で事例の蓄積をお願いしたい（大谷構成員・第4回）

## 検討事項5. ③及び⑤

## 考え方(案)

- 一. 第二種負担金の算定対象外となっている「通信モジュール」については、MNOが現在、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等を踏まえてMVNOの回線用途を把握していない実態に鑑みれば、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等について、公平な競争環境を確保する観点も踏まえて、総務省において検討することが必要ではないか。また、当該検討の際には、MVNO等の意見も踏まえることが重要ではないか
- 二. 他事業者との個別のローミングについては、自社網によって自社の利用者に提供している役務か否かによって、第二種負担金の算定対象範囲に含まれる役務か否かを判断することとし、ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網を利用している場合のその役務は第二種負担金の算定範囲の対象外とすることが適当ではないか
- 三. キャリアアグリゲーション技術によって周波数を束ねて役務提供を行う場合にあっては、利用者にとって、どの役務に係る周波数によって提供されているかに関わらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため、例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供している場合であっても、回線数は一カウントとして把握することが適当ではないか
- 四. 初期整備費用については、国庫負担及び自治体負担を前提としつつ、国庫負担ではカバーされなかった負担部分が自治体負担に回ってくるため、その負担が重いとして新規の補助制度の創設要望などの意見も自治体から寄せられたところ。今回、BBユニバ制度に係る交付金制度について検討を進めており、この制度が、ブロードバンドサービスの維持管理費用の一部を補填するための事業者相互扶助の制度であるため、初期整備費用をも対象とするのは適当でないと考えられるのではないか

## 検討事項5. ③及び⑤ つづき

## 考え方(案) つづき

- 五. 公設設備の民間移行に際し、現地調査や道路占用許可等の申請手続に時間と労力を要する課題があるとの意見があったところ、直ちに当該民間移行に係る手続に要した費用をBBユニバ制度で支援することはなじまない一方で、これら課題の解決に、公物の定期的な位置確認といった適切な管理が重要となるところ。このワーキンググループでは、4つの自治体から意見等を聴取し、民間移行の際の課題や教訓等について示唆をいただいた。こうした優良事例を、他の民間移行を検討している自治体にとって参照可能となるよう蓄積・整理の上、総務省において、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を改正し、その中に盛り込んで公表することも含め、引き続き調査・検討等を進めることが重要ではないか
- 六. BBユニバ制度においては、交付金の原資が最終的に利用者たる国民に転嫁され得ることも踏まえて、国・自治体・支援機関・事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な国民に対する周知・広報を行うことが肝要。また、この周知・広報を実施する関係者も多くなることから、周知内容の粒度やその手法の統一化や基準などについて、国民にとっての分かりやすさを念頭に、今後の具体的な運用の中で、検討を深めていくことが重要ではないか
- 七. 第4回会合において、山形県酒田市から、離島に関し、無線活用の話があったところ。本離島間や離島間に敷設される通信設備においては、海底ケーブルの他に無線通信設備や通信衛星設備といった選択肢もあり得、それをBBユニバ制度の交付金算定の中で見積もることも将来的にはあり得るのではないか
- 八. 全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である旨2月答申でまとめられており、このワーキンググループにおいてもその結論を踏襲することでいかがか



- ㊦ 譲渡の際に事業者において行う移行準備に要する費用や手続は、譲渡の対象資産について調査して整理する必要があり、場合によっては現地確認を要することもあるため、自治体の負担になる。また、道路占用許可では、道路管理者に対して権利継承のための申請を事業者が担う場合は、自治体の費用になる（北海道）
- ㊧ 例えば道路占用許可申請に当たって、簡易な申請という部分に関しては、電柱一本ずつの申請ではなく、特例として、一覧表や図面等で簡易に済ますことができれば、手続上の負担も少なくなるのではないかと（北海道）
- ㊨ 市町村が民設移行したい地域が、実際に一般又は特別支援区域に指定されるのか、あるいは、交付される交付金で、維持管理が実際に賄えるかといった懸念がある。したがって、実情に応じた区域設定が望まれることや、区域の設定に当たっては、案の段階で地域の意見を反映した柔軟な対応を期待（北海道）
- ㊩ 区域指定については制度設計上、申請を受け付けたり、柔軟な対応をしないという方針を採っており、標準判定式の中で客観的に決められると理解。よってなかなか柔軟な対応というのは難しいのではないかと（関口構成員）
- ㊪ 国においてしっかりと広報を行うとともに、自治体においても様々なツールを活用して周知に協力することは可能（北海道）
- ㊫ 民設移行の際に、電柱の使用形態上、一束化している架空線を事業者への所有権移転に伴って解除する必要があり、その費用がかかる。民設移行後も継続して解除に向けた協議を数年かけて行っている（酒田市）
- ㊬ 道路等の各種占有者の変更を行う必要があり、すぐに切替えができるような制度があれば簡便（酒田市）
- ㊭ サービスを継続するためにも、自治体が保有する光ケーブル等の維持に関する支援制度が不可欠（酒田市）
- ㊮ 民設移行がスムーズできたのは、「公営時のサービスと同額の利用料金を適用した」、「HFCからFTTHへの切替えを加入者の負担なく行った」、「FTTH化によるサービスが利用者に好評だった」、「事業者の住民への周知広報が適切だった」ことが要因と分析（揖斐川町）

- ㊦ 光ファイバ整備はそのランニングコストが大きな課題と捉え、未整備地域は当初から民設民営方式を訴求。初期整備費用の負担は発生するが、維持管理経費が不要になる点で結果的に市の負担部分の大幅な削減を見込めた（伊予市）
- ㊧ 民設移行後も、市のイントラネット等の運用のため、借りている。引き続き事業者と良好な関係を継続（酒田市、揖斐川町）
- ㊨ 未利用芯線については、総務省の補助事業で整備している都合上、将来利用見込みのあるもの以外の未利用芯線は認められていないと理解しており、市で保有している未利用芯線はないと理解（酒田市）
- ㊩ 未利用芯線については、多少存在していたが、民設移行の際にそれも含めて譲渡してしまった（揖斐川町）
- ㊪ 光ファイバ網や移動体通信網に関わらず、サービス提供者が保有者となるべき。ただし不要な投資を避けるため、共同利用・共同保有が望ましい（酒田市）
- ㊫ 公設民営では多くが2芯方式となっており、光ファイバ等の民間事業者への譲渡後には、ケーブルテレビ等のサービス提供のために自治体側が譲渡先事業者に対して、光ファイバの使用料を支払っている場合がある。この時の契約変更の手のスムーズ化や公設の場合の維持管理費を下回る額の使用料の設定が望まれる（北海道）